

平成 15 年

小樽市議会会議録

第 2 回 臨時会

小 樽 市 議 会

平成15年 第2回臨時会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 11月27日(1日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
11月27日 (木)	提案説明、質疑、討論、採決	

平成15年
小樽市議会
第2回臨時会会議録目次

11月27日(木曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第15号並びに報告第1号及び第2号	3
	市長提案説明	3
	質 疑 古沢議員	3
	質 疑 斎藤(博)議員	12
	討 論 菊地議員	14
	討 論 森井議員	15
	採 決	15
1	閉 会	15

議事事件一覧表

議案

議案	第 1 号	平成15年度小樽市一般会計補正予算
議案	第 2 号	平成15年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	第 3 号	平成15年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	第 4 号	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	第 5 号	平成15年度小樽市交通災害共済事業特別会計補正予算
議案	第 6 号	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	第 7 号	平成15年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第 8 号	平成15年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計補正予算
議案	第 9 号	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	第10号	平成15年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	第11号	平成15年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	第12号	平成15年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	第13号	平成15年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
議案	第14号	小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案
議案	第15号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案

報告

報告	第 1 号	専決処分報告 [平成15年度小樽市一般会計補正予算 (衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費)]
報告	第 2 号	専決処分報告 [平成13年度小樽市一般会計補正予算 (商工業振興費)]

質 問 要 旨

質疑

古沢議員（１１月２７日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 過去最悪の人事院「マイナス勧告」
 - (1) 今年の人勤に対する見解
 - (2) 期末手当削減は成績主義給与制度の先取り
 - (3) 不可解な官民格差
 - (4) 「年間給与の調整措置」は脱法行為
 - (5) 人事院の報告は「地場賃金」引き下げの道
- 2 公務労働者の労働基本権代償措置
 - (1) 国際ルールに反する人事院制度
 - (2) I L O勧告の尊重は政府の責務
- 3 「マイナス勧告」は賃下げの悪循環
- 4 市財政健全化と人件費削減
 - (1) 市職員の給与水準
 - (2) 財政健全化につながらない給与削減
 - (3) 市職員の給与削減額と給与削減にともなう税収減
- 5 地域経済への深刻な影響
 - (1) 市内公務員全体の影響額
 - (2) 市経済に対する深刻な影響
- 6 その他

斎藤（博）議員（１１月２７日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 人勤体制の尊重について
- 2 小樽市職員の給与等について
 - (1) 給与・手当等の人勤尊重について
 - (2) 国公並み水準の確保について
- 3 その他

平成15年
小樽市議会 第2回臨時会会議録 第1日目

平成15年11月27日

出席議員(32名)

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
企画部長	山田厚	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	池田克之
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	土木部長	兵藤公雄
建築都市部長	仲谷正人	港湾部長	中塚茂
小樽病院事務局長	小軽米文仁	消防長	田中昭雄

学校教育部長 菊 讓

監査委員
事務局長 厚谷富夫

財政部財政課長 小山秀昭

社会教育部長 嶋田和男

総務部総務課長 貞原正夫

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充

庶務係長 三浦波人

調査係長 大門義雄

書記 丸田健太郎

書記 島谷和大

書記 橋場敬浩

事務局次長 法邑秀弥

議事係長 中崎岳史

書記 渡辺美和

書記 山田慶司

書記 松原美千子

開会 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、平成15年小樽市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横田久俊議員、菊地葉子議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を、本日1日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第15号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第13号までの各会計補正予算につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、特別職等及び職員の給与を改定することなどに伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第14号及び議案第15号について、説明申し上げます。

議案第14号特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、特別職等の期末手当の支給率を改定するものであります。

議案第15号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、職員の給料の額等及び期末手当等の支給率を改定するものであります。

次に、専決処分報告についてありますが、報告第1号につきましては、一般会計において衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る所要の補正について平成15年10月10日に、報告第2号については、同じく一般会計において中小企業等振興資金である「経営支援特別資金」及び「緊急経営安定資金」の損失補償に係る所要の補正について平成15年11月6日に、それぞれ専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） これより、質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して質問をいたします。

本臨時会に提出された職員給与の削減に関する議案についてであります。

まず、過去最悪となった今年の人事院勧告について伺います。

去る8月8日、人事院は、国会と内閣に対して国家公務員の給与改定に関する勧告を行いました。その内容は、官民格差をマイナス1.07パーセント、4,054円として基本給を下げることに、同時に、一時金についても0.25月分を削減するというものであります。過去最大の年収削減の勧告になりました。さらに手当では、扶養手当、配偶者の500円削減、住居手当の一部廃止、調整手当の異動保障の見直し、通勤手当の6か月定期化などとともに、一時金の削減分はすべて期末手当とする勧告であります。これらの措置により、国家公務員の年間給与の削減額は過去最大、平均で16万3,000円であります。

市長は、この人事院勧告をうのみにし、ほぼ完全実施の内容で職員団体、市連協に提示していますが、そうであれば、最初に、この勧告に対する市長の見解、評価についてお聞かせいただきたいと思っております。

同時に、見過ごしにできないのは、一時金の問題であります。その削減のすべてが期末手当とされています。ここには、政府、人事院の意図が見えてきます。つまり、期末手当を削減することにより勤勉手当の比重を高める、成績主義や業績主義を強化した給与制度の先取りだと思っておりますが、この件に関しても市長の見解はいかがでしょうか、お聞かせください。

今年の人事院勧告は、実に不可解であります。勧告は官民の逆格差の解消を理由にしていますが、果たしてそうなのか、これは大いに疑問であります。人事院は、勧告の基本的考え方において、公務員給与が民間給与を上回った場合、官民給与の正確な比較により公務員給与の適正な水準を確保すること、これが情勢適応の原則にかなう、このようにして、先のマイナス勧告を出しました。ところが、人事院の報告の中では、その2、官民の給与の比較の項、これを参照いただければおわかりになりますが、給与改定の状況について民間調査をした結果においては、一般の従業員でベースダウンを実施した事業所の割合は、わずかに3.6パーセントにしすぎません。加えて、幾つかの数値を挙げてみます。厚生労働省が発表する「毎月勤労統計調査」4月分であります。所定内給与は対前年比で0.4%の減、さらには郵政公社等の賃金紛争にかかわる仲裁裁定ではどうであったか。前年積み残しのマイナス1.9パーセントを含めて2.58パーセントですから、差引き今年度分は0.68パーセントになります。これらから見ても1パーセント台のマイナス勧告は、人事院の官民比較方法において大きな疑念を抱かせるものであります。市長は、こうした疑念の一かけらもなく、職員に給与削減を求めたのでしょうか。見解を伺います。

労働法理の上からも、いわば脱法行為と言うべきものが、年間給与の調整措置であります。昨年に引き続いて、月例給の引下げを実質的に4月にさかのぼる不利益そ及が、この年間給与の調整措置であります。12月の一時金から期末手当の0.25月分削減、これに上乗せで削減調整する生活破壊の措置になっていることも重大であります。労使合意抜きの不利益変更や不利益そ及が、こうした公務現場を前例としつつ、今後、民間にも広がっていくとしたら、それは労働者の権利侵害にかかわる重大な問題をはらむものであり、とうてい認めるわけにはいきません。一度法律に基づいて支給された賃金が、4月にさかのぼって取り戻される、こんなやり方は、民間であれ公務員であれ、決してあってはならないことであります。市長には釈迦に説法であります。念のため、この問題についての見解も伺っておきます。

人事院の報告5、給与構造の基本的見直しに関してであります。この報告部分は、人事院の当面の方針提起とも言うべきものですが、それだけに安易に読み飛ばすわけにはいかないたいへん大きな問題が含まれています。「職務・職責の的確な反映を基本に、勤務実績・業績を重視した給与制度となるよう制度の見直しを行い、民間における給与の地域差に対応できる地域手当を設けることが肝要」、報告はこのように述べています。つまり、全体としては、本俸水準の引下げを図りつつ、それを原資として地域調整手当や職責手当

などの創設を図ろうというものにはほかありません。特に、「地域の公務員給与は、地域の民間給与の実情をじゅうぶんに反映していない」あるいは「公務員給与の地域差は、民間の給与のそれに比べるとふじゅうぶん」、このように述べていることからわかるように、それらの原資分確保のターゲットは地方であります。地方の給与はもっと下げてもらい、その分を大都市に回していく。では、その結果どうなるか。地場賃金の引下げにいつそう拍車がかかることになります。地域間の経済格差を拡大し、地域経済をさらに深刻な事態に追いやるに違いありません。こうした人事院の方針提起を、市長はいったい是とするのか、それとも否か、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

ご承知のように、人事院の勧告は、ストライキ権を奪われている公務員の生存権を保障する代償機能とされてきました。その人事院が賃下げ勧告をする。しかも労使の合意抜きに不利益の変更や不利益のそ及を迫るに至っては、もはや労働基本権制約の代償性を人事院自身が自己否定していることになるのではないのでしょうか。戦後のアメリカ占領下、1948年、公務員労働者の闘いを抑えるために、スト権がはく脱されました。それ以来、既に55年であります。半世紀を越え、公務員にはスト権も労働協約を結ぶ権利もありません。現業労働者のスト権さえ、今日なお禁止されたままであります。こんな、いわば占領時代の遺産が今日なお続いている。憲法第28条にも、また国際労働基準、国際ルールにも反すると言わざるをえません。どのようにお考えか、市長の見解を求めます。

去る6月20日、ILO、国際労働機関理事会が日本の公務員制度に関して、公務員の基本的権利への制約について再考するようにと日本政府に対する勧告を採択いたしました。この件についても市長の見解を伺っておきたいと思っております。このILO勧告は、昨年11月に続いてのものであります。労働基本権を付与すべき、このように言った昨年11月の勧告を、小泉内閣は、「人事院勧告を完全実施、スト権など労働基本権を制約する代償措置は適切に機能している。承服しがたい」、このように拒否したために、ILOとしては再度の勧告となったものであります。ここで重要なことは、ILOと各国政府との関係について、「このILO勧告自身が各国政府の委託を受けたものであって、各国政府はこれに協力することを言明している」、このように述べている点であります。つまり、ILOの勧告は、主権国家の内政に対する干渉でもなく、日本政府に勧告尊重の責務があることを明確にしている、この点が重要であります。政府に対して、再度のILO勧告を重く受け止めること、関係労働組合との協議を尽くすこと、公務員に労働基本権を保障すること、そのための責任こそ政府として果たすように求めるべきではないでしょうか。

次に、人勧と賃下げの悪循環の関係についてお尋ねします。いわゆる賃下げのサイクルであります。

人事院は、2年連続で基本賃金、月額給与の引下げ勧告を行いました。しかし、これは先に触れたように、人事院自身の調査によっても、その他のさまざまな指標によっても、マイナスになる要素がないものであります。にもかかわらず、民間準拠を口実にして、公務員に民間を超えた賃下げを押しつける、これが今年の不法かつ不当な勧告であります。勧告後に開催された「中央最低賃金審議会」、ここでは早速、経営者側委員が最低賃金の目安額の引下げの理由に、このマイナス勧告を挙げました。けっきょく目安額は据置きで答申となりましたが、この事実だけを見ても、人事院が公務員労働者だけの機関ではなく、全体の労働者の賃金を抑制する機関としての機能、これを果たしていること、このことが鮮明にされました。こうした一方、既に来春闘に向け、このマイナス勧告をてことして、民間労働者には賃下げが押しつけられ、際限のない賃下げの悪循環が繰り返されていきます。

我が党は、公務員にとっても民間にとっても、その双方の労働者にとり賃下げを押しつけることになる、

このことが明白なマイナス勧告の実施は、断じて認めることができません。今、必要なことは、この賃下げの悪循環こそ勇断を持って断ち切ることでないでしょうか。

次に、市財政の健全化と今回の職員給与の削減効果関係について伺います。

まず、市職員の給与水準について伺っておきます。

去る11月18日、市当局と職員団体、市連協は、今年の人勤の取扱いと財政再建合理化案について合意に達しています。その内容は、人勤については、通勤手当、住居手当の取扱いなど、一部を除いて大筋合意、加えて2004年度から3か年間、基本給では最大7パーセント削減、退職手当の段階的削減など、これらを柱とした人件費の削減、合理化案だと伝えられています。これまでの議会議論を通じても明らかなように、当市の職員給与水準は、道内類似都市との比較においても、決して高い水準にあるとは言えません。こうした中、関係者にとってはたいへん困難な苦渋の選択であったことは容易に想定できるものであります。そこで、札幌市を除く全道10万都市における当市の職員給与の水準について、ラスパイレス指数の比較においてお答えください。

今回のマイナス勧告実施による職員給与費削減と財政健全化策との関係についても伺います。

11月18日、今、述べました市連協との交渉の場において、助役は次のように答えています。「人勤の削減分は交付税の減額要素でもあるから、そのまま健全化の効果とはならない」、果たしてそうなのか。100パーセント効果なしと判断されるのかが問題です。5年連続で職員は年収減を押しつけられ、その厳しい環境に耐え、必死に頑張っています。しかし、その頑張りが市民サービスに何一つ結びつかない。市財政の再建にも何一つ効果が及ばない。これでは、市民に対する奉仕の意欲や士気の低下がたいへん心配であります。効果の有無について改めて伺いますので、正確にお答えください。

この際でありますから、関連して伺っておきます。給与削減と税収減の問題です。このマイナス勧告がもたらす市職員の給与削減額の総額がいったい幾らになるのか。そして、そのことがもたらす税収減をどの程度と見込まれているのか。あわせて市職員から特別徴収義務者として徴収している住民税、これについて小樽市及びその他の自治体とに分けた納付状況について、お聞かせください。

質問の最後であります。地域経済、小樽市の経済に対する影響について伺います。

国の経済失政とも言える深刻な不況が長く続いています。こうした下で、このマイナス勧告の影響は、公務員労働者だけにとどまりません。政府がこの勧告に連動して検討している、例えば年金や恩給、失業保険の給付カット、生活保護基準の切下げ、さらには地方交付税や各種補助金の人件費単価の切下げなど、それらを合わせれば膨大な金額になり、その影響ははかり知れないものがあります。しかも、既に小泉内閣が強行した医療費の3割負担や社会保険の総報酬制、発泡酒まで引上げとなってしまった酒税等の庶民増税など、4兆円にも及ぶ新たな国民負担を合わせると、国民総生産の6割を占めると言われている個人消費がいつそう冷え込んでしまいます。消費不況にあえぐ地域経済にとって、たいへん大きな打撃を与えることは必至であります。特に公務員職場が地域の大企業、地域の顔となっている当市のような中小都市においてこそ、その影響は大であります。この点を踏まえた上で、2点伺います。

先に市職員の削減額について尋ねておきましたが、では市内全体の公務員では給与削減額がどの程度見込まれることになるのか、まず、この点についてお聞かせください。肝心なことは、この給与削減によって市内経済がどのような影響を受けるかであります。このマイナス波及効果については、市長の認識、見解をお聞かせください。

質問を終わるに当たって一言、我が党の立場について申し述べておきます。本件のように、職員の給与費削減、人件費の削減には、我が党は基本的には反対の立場であります。しかし、今、直面しているような深刻な財政問題に取り組む場合には、人件費の削減も視野に入れなければならないと考えています。つまり、どんな場合でも人件費は聖域にする、何が何でも反対だという立場をとるものではありません。では、市長の立場とどこが違うのか。何よりもまず、市民にとって無駄な事業はないか。石狩湾新港事業のように大企業本位の事業については、徹底的に見直しをかけていく、削り込んでいく、これを最優先させます。それでもなお財源が大幅に不足をする、このようなときに初めて職員や職員団体の合意と協力を得ながら人件費問題に取り組んでいく、これが我が党の立場であります。この立場は、大企業向けの事業を聖域にし、市民サービスの切捨て、人件費の削減を優先させる市長の立場とは、根本において違うものであります。

以上申し述べ、再質問を留保して、私の質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 古沢議員のご質問にお答えいたします。

最初に、人事院勧告について何点かお尋ねがありました。

まず、今年の人勤に対する見解についてであります。5年連続マイナス勧告ということで、公務員にとってたいへん厳しいものでありましたが、民間の給与実態を広範に調査した結果に基づく官民格差是正ということで、その趣旨に沿って準拠すべきものと考えております。特に期末手当の0.25か月分の削減につきましては、経済の低迷を受けて民間企業のボーナスが大きく後退したことを示しております。人事院勧告については、従来からその趣旨を尊重しておりますが、本年度につきましては、支給根拠や支給実態が国と異なる通勤手当や住居手当についての改定をしておりません。

次に、期末手当削減についてであります。確かにこのたびの改定では、期末・勤勉手当のうちの期末手当が0.25か月分減額改定されましたので、結果的に勤勉手当の率が総体的に高まることになりました。しかしながら、勤勉手当の支給減額は職員の勤務日数に基づくものが主なものであり、現在、公務員制度改革で実施が検討されております業務遂行能力に基づく能力等級制度とは違うものと考えております。いずれにいたしましても、民間の給与体系は、年俸制の導入など抜本的に変化してきており、将来的には職務・職階の年功序列的なものから、能力・業績に基づく給与体系になっていくものと考えております。

次に、官民格差についてであります。官民給与の比較は、今年度4月時点で約8,100民間事業所の約36万人の個人別給与を実施調査したものであり、ペア中止や定昇中止などを実施した企業の状況も反映し、職種、役職段階、年齢、地域などの給与決定要素の同じもの同士で比較しているということで、現況の官民格差を反映しているものと考えております。

次に、調整措置についてであります。昨年度の人事院勧告後に不利益不ぞ及の観点で議論になったことは承知しております。しかしながら、官民給与の比較は、各年度4月時点での年間給与額及び前年度のボーナス実態と比較していることから、官民格差是正の調整措置として、計算上、4月にさかのぼって12月の手当で調整することはやむをえない方法であると考えております。なお、昨年度はすべて調整措置対象でしたが、今年度は本俸、扶養手当、調整手当、住居手当などに限定されております。

次に、地場賃金の引下げということではありますが、人事院勧告に準拠して地方公務員の給与が改定されると、その地域の民間の給与も同様に改定される傾向があることは否定できないものと考えております。人事院勧告において5年連続のマイナス改定が行われたわけではありますが、ここ数年の状況で申し上げますと、地場の民間の給与水準は、景気低迷の続く地域の経済状況を反映して、低水準にとどまっていると認識しておりますが、今後につきましては、人事院勧告にもあるとおり、地域の自治体として、地域の民間との給与格差についても配慮しなければならないものと考えております。

次に、公務員労働者の労働基本権代償措置についてのご質問ではありますが、公務員の労働基本権につきましては、その地位の特殊性と職務の公共性にかんがみ、国民全体の共同利益の保障という観点から、一定の制約の下に置かれているところであり、我が国の公務員制度もこれを基本としております。しかしながら、公務員も勤労者であり、その生存権保障の見地からは、人事院勧告制度のみならず、さまざまな観点から代償措置が講じられております。具体的には、公務員としての身分保障、勤務条件の法定主義、勤務条件に関する措置要求制度、不利益処分に関する不服申立て制度などで構成されているものであり、労働基本権制約の代償措置としてはじゅうぶん整備されているものと考えております。

本市におきましても、代償措置の考えに基づき、これまで人事院によって示された給与勧告に準じて給与等の改定を行ってきたところでありますが、このたびの減額改定につきましては、地方公務員法で定める情勢適応の原則にのっとり、公務員給与が民間を下回った場合だけではなく、民間を上回った場合においても公務員給与を引き下げて、官民との均衡を図ることが代償機能を果たす上で重要であると考えております。

また、ILO理事会の勧告についてではありますが、公務員の基本的権利への制約については、ただいま申し上げたとおり、その地位の特殊性と職務の公共性から一定の制約の下に置かれていることに関しまして、異論を唱えるものではありません。したがって、公務員の労働基本権制約を維持するという政府の方針につきましては、やむをえないものと考えております。

次に、賃金引下げの悪循環ではありますが、人事院勧告は各年度4月の民間の給与水準を調査した上で国家公務員の給与と民間との均衡を図っているものと認識しており、公務員の給与が賃下げの悪循環をつくり出しているとは考えておりません。

次に、市財政健全化と人件費削減ではありますが、まず職員の給与水準についてですが、ラスパイレス指数で申し上げますと平成15年度は98.6となっております。これまでの指数と道内人口10万人以上の都市9市の順位でお答えいたしますと、平成11年度99.9第6位、平成12年度98.8第7位、平成13年度99.4第5位、平成14年度99.5第5位となっております。

次に、人事院勧告に準じた給与削減の財政効果についてではありますが、実際の市の支出額と基準財政需要額は連動しているものではありませんが、地方交付税の算定の基礎になる基準財政需要額の職員給与は、国家公務員の給与に準じて算定されます。昨年、国は地方交付税法の改正を行い、地方財政措置として、年度末に借り入れる臨時財政対策債を再算定するという形で、当該年度の給与改定分の減額がなされたところであります。今年度の普通交付税は、その額が確定し、11月末までにその全額が交付される予定でありますので、今年度の普通交付税での調整はないものと考えておりますが、今後は国の予算補正や地方財政措置の変更が行われるかどうか現在のところわかりませんが、仮に昨年同様の措置がなされれば、本年度の人事院勧告に準じた給与削減相当分は、臨時財政対策債の減額により措置され、相殺されるのではないかと考えております。また、平成16年度の交付税算定に当たっては、平成15年度人事院勧告後の給与で基準財政需要額が

策定されるため、交付税がその分減額となるため、財政効果は見込めないものと考えております。

次に、市職員の給与削減額についてであります。今年度の人勤による改定所要額は全会計でマイナス4億円であります。また、税収減については、削減額が職員1人平均19万円となりますので、これを課税所得に換算し、定率減税を考慮して平成15年度の平均税率4.8パーセントで計算しますと、1人当たりの減額は約7,000円となり、総額では1,350万円の減収の見込みとなります。また、市職員の市・道民税の特別徴収税額についてであります。本年11月分を年換算しますと、本市分1,922人、4億4,700万円、他自治体分131人、5,100万円となります。

次に、地域経済への影響であります。まず市内の公務員の人勤改定影響額ですが、平成13年度の事業所統計による小樽市内の公務員数は臨時職員などを含めて7,193人となっており、市職員の平均改定額19万円を単純に掛けて試算しますと13億7,000万円となります。

次に、市内の経済波及効果ですが、貯蓄率や市内購買率を勘案しても、第1次消費額が億円単位で減ることは予測できますが、経済波及効果につきましては、消費動向や産業連関表との関連もあり、この数値だけでは試算できませんので、ご理解願いたいと思います。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 再質問をさせていただきます。

まず最初に、国と地方の公務員全体で、今年のマイナス勧告は総額約7,000億円の削減だと言われています。答弁にもいただいたように、年収で見ますと5年連続のマイナスですから。しかも月例給、月額給与でいえば2年連続の削り込みです。それでは、この5年間で、市の職員では、合計したらいいいくら削減されることになるのか、このことをお示してください。

それから、官民格差の疑念について私は触れました。そこで、市長はやはり疑問、疑念の一かけらもないようですから、もう一つだけ紹介しておきます。今年の春闘結果について日本経団連が集計しています。平均妥結額1.65パーセントのベースアップです。定昇込みですが1.65パーセントで、決してマイナスではありません。これを見ても、なおかつ官民格差ありと、官が高いという今度の勧告に対して、何一つ疑問、疑念を持たないのだろうか。民間では、春の段階で給与、賃金を引き上げる、多少でありますけれども、引き上がった。しかし、人事院が官民格差の調査をやったら、そこどころだけ1.07パーセント、官が高くなっていた。おっしゃるとおりでありますというふうに市長は受け止めておられるのかどうか、改めてお尋ねしたいと思います。

地場賃金が下がる、それから賃上げのサイクル、それらとも関連しますが、人事院の報告の中で、公務員においても地域格差が求められようとしています。人事院は、この問題について「地域に勤務する公務員の給与に関する研究会」というのを立ち上げています。しかし、この研究会の基本報告を読ませていただきますと、実は賃金の地域間格差というのは、その大きな原因は大企業と中小企業の賃金格差と、このように述べています。企業規模による賃金格差の是正は、それは本来、人事院のやるべきことでなくて、政府がこれを大きな課題として掲げて改善をすべきだというふうに、そういう趣旨の基本報告を行っています。これらから考えても、今回の勧告が示している政策的方向、当面する方針とも言える公務員内部にも地域間格差を導入しようとしている、それについては何としても受け入れるわけにはいかない方向ではないだろうか。この問題にすれば、いわば地方からすれば、行政の側に身を置こうと、議会の中に身を置こうと、組合である

うと、理事者であろうと、こぞってこういう方向づけに反対してしかるべき内容だと思っておりますが、この点についてはいかがか。

それから、給与が毎年毎年減額されていく。市の財政も大変だと。給与は減額されるのだけれども、それが市の財政にとってプラスに働かない。この問題についてお尋ねをしました。一方では、本年度もやはり税収が大きく落ち込みそうだという状況でもありますから、たいへん厳しい状況が予測されます。「にもかかわらず、なぜか」という疑問が出てくるわけです。小樽であれ、日本全国すべての地方の自治体では、この給与の削減において、やはり何がしかの効果を及ぼせたいというのが偽らざるところではないかというふうに思うのです。そして、そのことが職員にとっても、士気を高揚させていく、苦渋の選択をしたことに報いることだと思うのです。市長は答弁で、100パーセント確定しているわけではないというふうにお答えになりました。政府の態度表明がまだされていません。であれば、何がしか全国市長会等を通じたり、そうした要請行動等を起こす、その機会、チャンスはまだあるのではないだろうか。その方向についてお聞かせいただきたいと思えます。

たいへん言いにくい点の一つあります。住民税の納税状況をお答えいただきました。小樽市の職員で約130人ほど、小樽市以外に住民税を年間5,000万円納税しています。そこで、先ほど私が質問で聞いた観点でお尋ねすれば、職員の納得、合意を得る、職員団体の協力を得る、こうしたことを前提にしつつ、この問題について財政再建策の方向づけの関連の中で一定の方向を打ち出すことができないのだろうか、このように、具体的にはお話しできませんが考えています。市長は、その点でお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。お断りしておきますけれども、職務命令的に何かをすれということを行っているわけではないですよ。

とりあえず、再質問は以上です。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えいたしますが、まず過去5年間の人勤による削減総額ですけれども、12億2,000万円となっております。

それから、地域間格差を導入しようとしているのではないかというようなご指摘でございましたけれども、人勤の報告で、確かに報告の趣旨に地域における官民格差に配慮するべきであるというふうにあります。単独で市で調査することの技術上の問題もありますけれども、今後こういった問題について、どういうふうな給与制度になっていくのか、まだちょっと不透明です。しかし一方で、市民の声として、民間と市役所の職員の給料の関係について、確かにいろいろとご指摘もあります。ですから、今後、その辺どういうふうに変化していくのか、そういう状況もじゅうぶん見ながら、これから市としても一定の方向を出さなければいけないのかなというふうには思っております。

それから、給与削減に対する効果ですけれども、確かに先ほどお答えしましたように、まだ国の方針がわかりませんが、今の時点での数字で、一般会計で申し上げますと、昨年の人勤の影響額、一般会計で2億3,700万円、臨対債での人勤分の影響額が2億4,500万円減額ということですから、そういう点からいきますと、昨年場合は財政効果がなかったということですので、ご理解を願いたいと思えます。

それから、特別徴収にかかわる市内分ですけれども、市の職員がさっきの数字でいきますと131人というこ

とでございます、かねがね議会からも、市の職員は市内に住ませるべきではないかというご意見もございましたけれども、居住権の問題がございますので、これはそう簡単にいく話ではなくて、できれば市内に住んでほしいなということは常々申し上げております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 最後の点は、私もその辺が限界だとは思っています。ただ、そういうことを真剣に議論をするという場があってもいいかなとは思っているのです。年間に5,000万円ですから、これは住民税だけです。これに通勤手当、それから業務に伴うそれぞれの持ち出し、あれやこれや入れますと、きつと億に近いものになるのではないだろうかというふうに思われるわけですね。そうしたときに、そのことを職場の中で、職員の中に議論提供しないということが仮にあったとすれば、一方では市民に市民サービスの廃止、見直し等を迫るわけですからね。ですから、そういう意味でお尋ねをしたわけです。これは再々質問ではありませんから、お答えは必要ありません。

再々質問では一、二点、市内経済との関係で5年合わせますと12億円の削り込みになったというふうに、今、お答えいただきました。そして、先ほどは、今年分だけでも公務員に限っても約13億円だというふうに言われました。今年度だけで、市内の公務員全体で。実は、以前にも議会議論になったのですが、経済学の権威でもあります日本福祉大学の森靖雄教授、この先生が、例えば地元で100円お金を落とすとすれば、使うとすれば、1年間でその100円は48回、回り回って経済の波及効果、財政効果を生むというふうに言っています。これに単純に当てはめるわけにはいきませんが、例えば今年の市内の公務員全体に及ぶ削減額が13億円ですから、このうちの半分が仮に消費に回るとして、森教授が言う年間の波及効果48回だということを仮に2分の1として見直して考えた場合でも、単純な比較検討でいえば160億円前後の市内経済に対する影響が現れてくることになります。そうしますと、小樽市の統計表14年版で見ますと、この金額は市内にあるすべての飲食店の年間の販売額に匹敵する金額になります。さらに加えていえば、織物、衣服、身の回り品の小売業、この年間販売額のすべてに匹敵する金額、さらには家具、じゅう器、家庭用品、機器器具小売業、この年間販売額のすべてを超える、それに匹敵する金額になります。燃料が市内で小売されておりますが、燃料の小売業、この方々が年間に販売する金額を大きく超えていきます。単純に見ただけでも大変な市内経済に対する影響度というのはわかるわけですが、こういった問題で具体的に検討されたことはないのかどうか。既に4年間、公務員の年収減が続いているわけです。市内経済における経済的な影響、これらの現れについて、ぜひきちんと見ておく必要があるのではないかということ、あえてお尋ねしておきたいと思うのです。この点だけについてお尋ねをしておきます。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 先ほどもお答え申し上げましたけれども、一時消費で億単位以上の影響があるのではないかと予測されます。ですから、先ほど試算で約13億円というふうに申し上げましたけれども、相当な影響が出るだろうと。この分の影響もありますし、それからずっと続いています人口減による消費のパイの縮小といえますが、こんなものもありますから、これをどういう形で検証できるのかどうか、検討してみたいと思います。

議長（中畑恒雄） 古沢議員の質疑を終結いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

16番（斎藤博行議員） 平成15年小樽市議会第2回臨時会に当たり、民主党・市民連合を代表して、議案第15号に関して質問を行います。

人事院は、本年8月8日、2年連続となる給与の1.7パーセント、平均4,054円の引下げと、5年連続の一時金0.25か月分の削減を内容とする勧告を行いました。本年の人事院勧告の最大の特徴は、給料と一時金を合わせて過去最大の年収マイナスになった点に尽きると思います。一時金の支給額、年間4.4か月という水準は、月数だけを見れば1968年の月数であり、たいへん隔世の感があるものがあります。具体的には、一時金の0.1か月分が給与の0.6パーセントに相当すると言われていることから考えると、本年度の引下げは、給料で1.07パーセント、一時金で1.50パーセント、合計2.57パーセントとなり、平均年額で16万3,000円の年収減になると言われております。連合の集計結果を見ますと、今年の春闘の結果は、賃金の平均引上げ率は1.6パーセントとなっており、昨年の結果から見ても0.09ポイント下回っております。また、平均定昇率は、かつては2パーセント台を維持しておりましたが、その後大きく後退し、2001年で1.6パーセント、2002年では1.5パーセントと低迷しております。さらに、一時金も2002年の加重平均で夏の支給が2.17か月、冬の支給が2.28か月と、年間合計で4.45月と、2001年よりも、これもまた0.2か月分下回っているのが現状であります。

小泉内閣の進める構造改革が国民に大変な痛みを強要していること、そして改革は少しも進んでいないことは、既に周知の事実です。特に日本の経済のデフレ状況からの脱出には、国民が安心して生活できることを確信し、個人消費が上向くことが絶対必要だと言われております。

しかし、今年の春闘結果にあるように、企業は従業員の生活を安定させるところか、首切り、賃金抑制に全精力をつぎ込んでいるように思われます。春闘結果が人勧に反映され、人勧が地場中小企業の賃金水準を規定し、そしてそのことが翌年の春闘に大きく影響している今日の日本の賃金決定システムを考えると、これはただ単に全国的なことではなく、小樽にも当てはまっているわけではありますが、賃金のマイナスラスパイレスをとめることが一番の景気対策であることを、改めて確認する必要があるだろうというふうに考えます。

人事院は、官民の給与実態調査を毎年、春闘終了後に行っております。その際に、調査としては、給料は給料の調査、一時金は一時金の調査と、別々に行われております。給料についていえば、ラスパイレス指数を比較し、一時金については事業所単位の支給総額を把握し、そこから支給月数を算出していると言われております。つまり年間の一人の労働者の給与総体を一体のものとして比較し、調査しているものではありません。また、現在の人勧のシステムで行われている調査方法や調査対象企業の選定などに多くの問題が指摘されています。さらに、昨今の人事院の動向は、中央の官僚を意識しすぎており、地方で働く国家公務員の実態からほど遠いものだと意見もたくさん出されております。

しかし、現行の公務員の賃金・労働条件を決定するシステムとしての人勧体制は、民間準拠方式の採用により、比較的よい方法だと言われております。なぜなら、公務員の給料を決定するに当たっては、第一に、民間企業と異なり市場原理による賃金決定が困難であること、第二に、職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給料の確保が必要であること、そして第三に、職員の給与は国民の、そして市民の負担

によって賄われていることなどを総合的に考えたとき、民間企業における労使交渉等によって決定される民間企業の従業員の給料の水準に公務員の給与水準を合わせて決める、いわゆる民間準拠方式が合理的な方法だと考えられているからです。さらに人事院勧告は、労働基本権の制約に対する代償措置としての機能を持っております。この点も大切な役割だというふうに考えております。

今年の人勤も春以来、連合官公部門との協議の結果であり、不満はたくさんあるものでありますけれども、公務員連絡会、連合としても、これを受け入れているところであります。小樽市役所に働く職員組合である小樽市役所職員労働組合連絡協議会も、こうした人勤制度を労使で尊重し合うことを重視し、賃金・手当の削減に同意したというふうに聞いております。そうした背景を持つ今回の条例を提案するに当たり、改めて市長に何点かお聞きしたいと思います。

最初に、市長は、長い歴史を持ち、日本の公務員制度の一環である人勤体制について、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、昔から小樽市職員の賃金制度の根幹をなしてきた、いわゆる人勤準拠、国公並みという基本方針についての考えをお聞かせください。

そして最後に、小樽市に働く職員の給与、手当などについては、人勤に基づいて改正していくこと、また、諸制度の整備についても、国公並みの水準を基本に確保していく、そういう従来の方針についての考えを改めて明らかにしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上、3点について質問いたしました。市長の明快な答弁をお願いし、再質問を留保し、私の質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝鷹市長登壇)

市長(山田勝鷹) 斎藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、人事院勧告に関する基本的な考え方についてであります。公務員は民間企業の勤労者とは異なり、争議権や団体交渉権などの労働基本権が制約されていることから、人事院がその代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、給与等の勧告を行っているものと認識しております。

公務員給与につきましては、基本的には納税者である国民の理解と納得を得る必要があります。人事院が労使当事者以外の第三者の立場に立って、官民給与の精確な比較を基に給与勧告を行うことにより、適正な水準が確保されているものと考えております。また、勧告が実施され、公務員に対し適正な処遇を確保することは、労使関係の安定を図るとともに、能率的な行政運営を維持する上での基盤であると考えております。

斎藤議員のご指摘のとおり、人勤に民間準拠方式を導入している三つの要点が、まさに人事院勧告の基本的な考え方であり、これにより職員をはじめ広く国民の理解と納得を得られる方法であると認識しております。

次に、本市職員の賃金制度に関する人勤準拠、国公並みの基本的な考え方ではありますが、ただいま申し上げましたように、人事院の給与勧告制度は民間準拠により公務員の適正な給与を確保する機能を有しているものと認識しており、市といたしましても、国公との均衡を確保することで突出した給与制度とはならず、市民からも理解と納得が得られるとともに、職員の努力や成果に報いることができる制度を維持できるもの

と考えております。

したがいまして、本市職員の給与をはじめとする人事給与諸制度の整備につきましては、本市の諸事情と照らし合わせながら人事院勧告の主旨を尊重するとともに、給与改定については最大限準拠してきたところでありまして、今後とも同様の方針でまいりたいと考えております。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時40分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、今臨時会に提案された議案第1号ないし議案第13号、議案第15号について反対の討論を行います。

2003年度人事院勧告に基づく職員賃金引下げに関する議案です。

人事院勧告自体が、古沢議員の代表質問でも明らかなように、何よりも昨年に引き続きの月額給与の引下げ、4月にさかのぼっての不利益不そ及の原則をほごにする不当な勧告内容です。小樽市職員では平均で過去最高の19万円の年収削減となり、住宅ローンの返済、学資の仕送りなどへの大変な影響が予想されます。全国的には人事院勧告がこのまま実施されると、6,300億円の家計消費が減少すると計算されています。

政府は、今年の4月から6月期のGDP、国内総生産が前期と比べ0.6パーセントになり、景気回復の兆しが見えたとはしゃいでいます。しかし、経済の重要部分である個人消費が名目で0.2パーセントの減少、総務省の勤労者の家計調査によっても、消費支出がマイナス0.9パーセント、収入は2.1パーセントと大きく落ち込み、政府の主張とは逆に国民の暮らしはますます深刻になっています。そのような中でさらなる給与引下げは、ますます賃下げとデフレの悪循環に拍車をかけ、地域経済の衰退を加速させるものです。

昨年も賃下げ勧告に連動して、年金、恩給の給付が切り下げられ、数千万の年金受給者を直撃しました。さらには、国の補助金、交付金の人件費単価の切下げが行われ、民間の福祉施設、保育園などでは運営が困難になり、職員の賃金引下げが押しつけられる結果になりました。

市職員には、この先、さらに財政健全化による人件費削減が押しつけられます。小樽市が全庁挙げての財政健全化計画に取り組んでいる中での協力体制という意識もあろうかと思えます。

我が党は、人件費を聖域とする立場をとるものではありません。しかし、ここまで小樽市の財政を悪化させてきた大きな原因である失政に何ら反省の弁もなく、それを改める姿勢も見せることなく、市民、職員にのみ犠牲を強いることには反対です。石狩湾新港など大企業本位の無駄に徹底的にメスを入れるなどしても、なおかつ財源が大幅に不足するときは、市職員の合意を得て人件費の削減も視野に入れなければならないと考えています。

11月20日付け北海道新聞でも、「継続事業の無駄も見直せ」、「築港再開発事業などで増大し、歳出を圧迫している公債費に対する市の責任も問われるべき」と指摘しているように、大型開発見直しの声は、今や当然

の世論になっています。この立場を改めて表明し、年金や社会保障などの公的給付など国民の暮らしに大きな影響を及ぼす社会的影響力を持った給与である人事院勧告、このような影響力を深く考慮し、そのマイナス勧告にそのまま倣った職員給与の削減に反対し、討論を終わります。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

(5番 森井秀明議員登壇)(拍手)

5番(森井秀明議員) 市民クラブを代表して、今臨時会に付託されました案件に賛成の討論を行います。

これまで市長みずから報酬の一部削減を行ってきましたが、財政のひっ迫により職員給与に手をつけるという決断に当たっては断腸の思いであったことと推察します。そのような中で、幾つか懸念されることもあるかと思えます。職員の労働意欲が下がり、その結果として市民サービスに悪影響を招いてしまわないか、また、現在、子育てを行っている世代にとって将来の資金計画に影を落としかねないのではないかと懸念いたします。

しかしながら、小樽市の経済状況の責任を背負うべき市としては、今の不況の責を負う意味でも、また、市の財政状況を踏まえても、給与削減はやむをえないと考えられます。さらに、市民から市職員の給与が高いと思われる、このような評価、市民感情を真しに受け止めるべきかと思われま。

よって、案件に対する賛成の討論とさせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号ないし第13号及び第15号について、一括採決いたします。

可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、報告は承認とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本臨時会に付託された案件は、すべて議了いたしました。

第2回臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時49分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 横 田 久 俊

議員 菊 地 葉 子

諸般の報告

平成 1 5 年小樽市議会第 2 回臨時会議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

(1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成15年8月～9月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

平成15年小樽市議会第2回臨時会議決結果表

会期 平成15年11月27日(1日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年月日	付託 委員会	議 決 年月日	議決 結果	議 決 年月日	議決 結果
1	平成15年度小樽市一般会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
2	平成15年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
3	平成15年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
4	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
5	平成15年度小樽市交通災害共済事業特別会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
6	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
7	平成15年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
8	平成15年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
9	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
10	平成15年度小樽市病院事業会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
11	平成15年度小樽市水道事業会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
12	平成15年度小樽市下水道事業会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
13	平成15年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
14	小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
15	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H15.11.27	市長					H15.11.27	可決
報告1	専決処分報告[平成15年度小樽市一般会計補正予算(衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費)]	H15.11.27	市長					H15.11.27	承認
報告2	専決処分報告[平成15年度小樽市一般会計補正予算(商工業振興費)]	H15.11.27	市長					H15.11.27	承認